

大阪広域生コンクリート協同組合広告掲載要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪広域生コンクリート協同組合 (以下「協同組合」という。) がインターネット上に公開しているホームページへの広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条

- 1 広告掲載は、広告媒体として活用する協同組合の資産の用途及び目的を妨げず、かつ、協同組合が実施する他の事務及び事業に支障を及ぼさない範囲で行うものとする。
- 2 広告掲載を行う広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を保てるものでなければならない。
- 3 掲載する広告はバナー広告とし、その範囲は次のいずれにも該当しないものとする。
 1. 法令に違反し、又はその疑いがあるもの
 2. 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
 3. 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
 4. 人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの又はそのおそれがあるもの
 5. 他人を誹ぼうし、中傷し、又は排斥するもの
 6. 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
 7. 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの
 8. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種
 9. ギャンブル、酒、タバコに関するもの
 10. 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) に定める暴力団に関するもの
 11. 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
 12. 個人・団体の意見広告及び名刺広告
 13. 社会問題についての主義主張や係争中の声明に関するもの
 14. その他、大阪広域生コンクリート協同組合ホームページの広告として適当でないと認められるもの

第 3 条 掲載する広告の位置は、トップページ内で協同組合が指定した場所および、そこからリンクするページとする。

(広告の規格および掲載料等)

第 4 条 掲載する広告の規格、掲載期間および料金は、別に定める。

(広告掲載の申込み)

第 5 条 広告掲載の希望者は、広告申込専用サイトから申込みものとする。

(広告掲載の申込受付)

第 6 条 広告掲載の申込受付は、ホームページバナー広告掲載の申込及び審査に必要な書類を広告運営管理代理店から受理して行う。

(広告掲載の決定等)

第 7 条 協同組合は、広告掲載の申込みがあったときはこれを審査し、掲載を決定したときは申込み者 (以下「広告主」という。) に対し広告運営管理代理店より通知する。

(広告掲載料の納入)

第 8 条 広告掲載料は、協同組合が指定する期日までに納付するものとする。ただし、協同組合が特に認めたときは、この限りではない。

(広告掲載料の還付)

第 9 条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により広告掲載ができなかったときは、既納の広告掲載料の一部または全部を還付するものとする。

(広告主の責任等)

第 10 条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。
広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当するときは、掲載を中止し、または掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主から広告掲載を中止する申出があったとき
- (2) 広告主がリンク先として指定したホームページが閉鎖されたとき
- (3) 期日までに広告掲載料が納入されないとき
- (4) 広告主が虚偽の申込みまたは不正の手段により広告掲載の決定を受けたとき
- (5) 広告主が指定期日までに広告原稿を提出しなかったとき
- (6) その他、協同組合が特に必要があると認めたとき

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

(その他)

第 13 条 この要綱は企画会議において決定する。

附則

この要綱は、平成 30 年 6 月 4 日から施行する。